

平成27年
6月1日
から

改正道路交通法の施行に伴い

自転車運転中に
危険なルール違反
をくり返すと



自転車運転者講習
を受けることになります。

私はいつも
「ルール」と「マナー」
を守っている

講習の対象となる危険行為とは…

信号
無視

一時
不停止

酒酔い
運転

ブレーキ
不良自転車
運転

など

●講習制度のながれ

危険行為
を反復

受講命令

講習の
受講

■受講命令違反…5万円以下の罰金

秋田県警察

交通ルールを守って
つながる笑顔



自転車運転者講習の対象となる危険行為

信号無視



遮断踏切立入り



指定場所一時不停止等



歩道通行時の通行方法違反



制動装置（ブレーキ）不良自転車運転



酒酔い運転



その他の危険行為

- 通行禁止違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
- 通行区分違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害等
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 安全運転義務違反

自転車運転者講習制度のながれ

※受講命令に違反した場合
…5万円以下の罰金

1 自転車運転者が危険行為をくり返す
●3年以内に2回以上

2 交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるように命令

3 講習の受講
●講習時間：3時間
●講習手数料：5,700円（標準額）

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用